

二国間オフセット・クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第8号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

2 事業の実施方法

(1) 事業の要件

事業は、以下の要件を満たすものであること。

- 一 二国間オフセット・クレジット制度（以下「JCM/BOCM」という。）の導入が見込まれる開発途上国においてエネルギー起源二酸化炭素の排出削減を行うとともに、同制度を通じて我が国の削減目標達成に貢献する事業であること。
- 二 事業の実施が事業実施国の環境社会への悪影響を及ぼさないものであること。
- 三 事業の成果として温室効果ガスの削減量を定量的に算定、検証できるものであること。

(2) 代表事業者の要件

要綱第4条第5項に規定する代表事業者は、以下の要件を満たす者であること。

- 一 事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- 三 事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

3 事業実施者の義務

事業実施者は、事業を実施することにより、JCM/BOCMによるクレジット（排出削減量）が得られるよう、以下の措置を講じること。

- 一 事業により整備した設備・機器を活用し、平成25年度以降における対象工場・事業場からの排出削減対策を実施し、二酸化炭素の排出量をモニタリングすること。
- 二 平成25年度に方法論を作成するため、環境省が指定する方法論作成補助機関に対し、必要な資料及び情報の提供等の協力を行うこと。
- 三 平成25年度以降の対象事業場における二酸化炭素の排出量の有効化審査及び検証を受けるに当たり、それらを円滑に行うため、検証機関に対する必要な資料及び情報の提供等の協力を行うこと。
- 四 日本国政府と事業実施国の間でJCM/BOCMが導入された際には、JCM/BOCM事業として公的に承認されるためにJCM/BOCM合同委員会への登録等の必要な措置をとること。
- 五 JCM/BOCM事業として登録された後、二酸化炭素排出量が削減されるよう適切かつ継続的な事業実施、クレジットの取得に必要な排出削減量のモニタリングの適切かつ継続的な実施、排出削減量の検証、認証、クレジット発行及び納入のために必要な措置をとること。

4 年次報告

事業実施者は、事業完了後から平成32年度までの毎年度、一事業年度における事業によるJCM/BOCMを利用した活動状況を別紙様式により取りまとめ、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出しなければならない。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

別添様式

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
実施事業者 名 称
代表者等名 印

平成○年度二国間オフセット・クレジット制度を利用したプロジェクト設備
補助事業活動年次報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助事業
について、二国間オフセット・クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業
実施要領4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 クレジットの納入状況

(1) クレジット発行総量 (平成○年度末現在)

(2) 日本国政府口座への納入済クレジット総量 (平成○年度末現在)

(3) 日本国政府口座に納入しなければならないクレジット総量 (平成○年度末現在)
(年度末における交付要綱様式第13により報告した「日本国政府口座に納入
しなければならないクレジット量 [CO2換算トン]」の合計額を記載するこ
と。)

2 その他補助事業に係わる活動状況等 (施設の稼働状況、今後のクレジットの発行
及び納入見込み、当該補助事業に係わる社会環境の変化等)